旧観音寺学校給食センターの売却に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和８年 10 月

観音寺市

目　　　次

ページ
第１　募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第２　売買物件に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　土地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　２　既存建築物等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～２
第３　売却の条件に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３
　１　最低売却価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　２　契約上の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３
　３　既存建築物等の解体撤去及び建設等を行う場合の遵守事項・・・・・・・・・・3
第４　参加に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～６
　１　参加者の資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４
　２　参加申し込み手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～５
　３　質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～６
　４　現地確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　５　資料の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第５　提案に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６～８
　１　提案の条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６～７
　２　提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　３　提案書等の提出方法、提出先及び提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　４　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７～８
第６　評価（審査）方法及び評価（審査）基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・８～９
　１　評価（審査）方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　２　評価（審査）基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　３　プレゼンテーション及びヒアリングの方法・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　４　選定委員会の評価（審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～９
　５　選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第７　契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～10
　１　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　２　契約保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　３　売買代金の支払い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　４　物件の引渡し及び所有権移転登記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　５　公租公課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　６　利用開始時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～10
第８　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第９　問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第１　募集の趣旨

旧観音寺学校給食センター（以下「旧施設」という。）について、地域の活性化に繋がることを期待するため、有効な土地利用計画等を「公募型プロポーザル」により選定を行い売却する。

第２　売買物件に関する事項

１　土地の概要

地　　番	登記地目	現況	登記地積
観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番６	雑種地	宅　地	1,175 ㎡
観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番７	雑種地	宅　地	1,175 ㎡
	合　計		2,350 ㎡

２　既存建築物等の概要

建物１

所　　在	観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番６ 観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番７	
家屋番号	未登記	
構　　造	鉄骨造２階建て	
種　　類	給食センター	
床　面　積	建築面積	1,316.89 ㎡
	延床面積	1,801.18 ㎡
建築年月日	平成 12 年 12 月１日	

建物２

所　　在	観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番６	
家屋番号	未登記	
構　　造	鉄骨造平屋建て	
種　　類	ＬＰＧ庫	
床　面　積	建築面積	8.80 ㎡
	延床面積	8.80 ㎡
建築年月日	平成 12 年 12 月１日	

建物３

所　　在	観音寺市瀬戸町四丁目甲 4124 番６	
家屋番号	未登記	
構　　造	鉄骨造平屋建て	
種　　類	ポンプ室	
床　面　積	建築面積	6.16 ㎡
	延床面積	6.16 ㎡
建築年月日	平成 12 年 12 月１日	

※売買物件には上記建築物の他、附帯設備として別表記載の工作物等を含む。

詳細は、関係資料（物件調書、位置図）を参考にすること。なお、物件調書は物件の概要を把握する参考資料のため、現地及び諸規制については調査確認を行うこと。

第３　売却の条件に関する事項

１　最低売却価格　４７，６００，０００円

※売買物件は現状有姿のまま土地、建築物等を一括して売却する。

２　契約上の条件

（１）公序良俗に反する使用の禁止

ア　買受者は、売買物件及び売買物件上に建設した建物（以下「売買物件」という。）を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

イ　買受者は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記アの定めに反する使用をさせてはならない。

（２）風俗営業等の禁止

ア　買受者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用に使用してはならない。

イ　買受者は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記のアの定めに反する使用をさせてはならない。

（３）賃貸等の禁止

ア　買受者は、売買物件の本契約となった日から起算して 10 年間（以下「指定期間」という。）は、売買物件を第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、やむを得ない事由により観音寺市（以下「市」という。）の書面による承認を得たときはこの限りではない。

イ　買受者は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に賃貸し、又は売買物件に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、第３の２の（１）及び（２）に定める条件を第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（４）　所有権移転の禁止

ア　買受者は、指定期間内に売買物件を第三者に所有権移転をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではない。

イ　買受者は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に所有権移転をする場合は、第３の２の（１）及び（２）に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければならない。

（５）用途指定等の制限

第３の２の（１）から（４）までのほか、買受者は、提案事業の履行にあたり次の項目を遵守しなければならない。

ア　売買物件の本契約となった日から起算して３年以内に提案事業の用途に使用しなければな

らない。ただし、やむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではない。

イ　指定期間内は、提案事業の用途を変更してはならない。なお、指定期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により協議しなければならない。

ウ　事業の実施に著しい支障が生じた場合は、市へ書面により協議しなければならない。

（６）実地調査

第３の２の（１）から（５）までについて、市が必要と認めるときは実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、それに対し買受者は協力しなければならない。

（７）違約金

第３の２の（１）から（５）までの条件に違反した場合は、違約金として、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額(その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは､その端数を切り上げた額)を、第３の２の（６）の義務に違反した場合は、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を市に支払わなければならない。

（８）契約不適合責任

買受者は、売買物件の売買契約締結後、契約の内容に適合しないことを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（９）契約の解除

市は、買受者が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ契約を解除することができる。

３　既存建築物等の解体撤去及び建設等を行う場合の遵守事項

（１）既存建築物等の解体撤去工事などの手法及び、重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。

（２）旧施設への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通行する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。

（３）作業期間中は、旧施設の周辺住民や周辺道路の通行人の安全の確保に配慮すること。

（４）周辺住民等に対し、建設・解体工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって早期解決に努めること。

（５）解体撤去工事などを第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し事前計画に定める内容について、十分に理解・遵守させること。

第４　参加に関する事項

１　参加の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たしている者とする。

（１）日本国の法令に基づき設立された日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人（以下「法人」という。）又は本市の区域内に住所を有する者若しくは本市の区域外に住所を有する者であって、

申込日前から１年以上引き続き、本市の区域内に所在する土地又は建物を所有しているもの。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者でないこと。

（３）申込み時点において、国税及び地方税を滞納していないこと。

（４）市における建設工事等又は物品買入等に係る指名に関する規定に基づき、指名停止の条件に該当しない者であること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は次のいずれかに該当する者（法人の役員が次のいずれかに該当する場合を含む。）でないこと。

ア　暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者

イ　募集に付する市有地を暴力団の事務所又はその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者

ウ　法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者

オ　暴力団等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

カ　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者

（７）第４の１の（２）から（６）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて申込みしようとする者でないこと。

（８）第４の１の（２）から（６）までのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人として使用した者でないこと。

（９）その他、市が特別な理由で不適格と判断する者でないこと。

２　参加申し込み手続き等

（１）　スケジュール

項　　目	日　　程
実施要項の公表	令和８年 10 月 30 日（金）から
参加申込期間	令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
質問の受付	令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 13 日（金）まで
質問の回答期限	令和８年 11 月 20 日（金）
現地確認	令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
提案書提出期限	令和８年 12 月 14 日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年 12 月下旬頃

※上記のスケジュールにおいて、買受人が決定しない場合、参加申込期間以降も定期的に受付（以下、「定期受付」という。）を行う。なお、定期受付スケジュールは次のとおりとする。

定期受付スケジュール（参加申込開始後における２か月間のスケジュール）

項　　目	日　　程
参加申込期間	奇数月初日から末日まで
質問の受付	参加申込開始月初日から 15 日まで
質問の回答期限	参加申込開始月 25 日まで
現地確認	参加申込開始月初日から末日まで
提案書提出期限	参加申込開始月の翌月 15 日まで
プレゼンテーション及びヒアリング	参加申込開始月の翌月下旬頃

※上記の日程が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という）の場合は、その翌営業日とする。

※買受者が決定した場合には、公募型プロポーザルを終了する。

（２）実施要項について

実施要項は市ホームページからダウンロードすること。なお、郵送での配布は行わない。

（３）プロポーザル参加申込み手続き等

プロポーザルに参加申込みをする者は、次の書類を提出してください。なお、官公庁から発行されるものを除いてＡ４版で作成すること。市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア　申込書（様式第１号）

イ　誓約書（様式第２号）

ウ　法人の場合にあっては法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人の場合にあっては当該個人の住民票（いずれも発行後３ヶ月以内の原本）

エ　国税及び地方税を滞納していないことの証明書（発行後３ヶ月以内の原本）

オ　法人の場合にあっては印鑑証明書、個人の場合にあっては印鑑登録証明書(いずれも発行後３ヶ月以内の原本)

（４）参加申込書等の提出先、提出方法及び提出期限

ア　提 出 先：〒768-8601　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号
観音寺市総務部総務課資産経営係（本庁舎４階）

イ　提出方法：持参（休日を除く午前８時 30 分から正午及び午後 1 時から午後５時 15 分）又は郵送（簡易書留に限る）

ウ　提出期限：令和８年 11 月 30 日（月）午後５時 15 分　※簡易書留の場合当日消印有効
提出期限（定期受付）：参加申込開始月末日午後５時 15 分まで
※休日の場合はその翌営業日

３　質疑応答

（１）質問は、質問書（様式第５号）により行うものとし、持参、ＦＡＸ又は電子メールとする。

（２）質問書の提出先及び提出期限

ア　提 出 先：〒768-8601　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号

観音寺市総務部総務課資産経営係（本庁舎４階）
ＦＡＸ：0875-23-3920
E－mail：sisankeiei@city.kanonji.lg.jp

イ　提出期限：令和８年 11 月 13 日（金）午後５時 15 分
提出期限（定期受付）：参加申込開始月の 15 日午後５時 15 分まで
※休日の場合はその翌営業日
※提出期限後の質問には、原則として回答しない。

（３）質問書に対する回答

質問に対する回答は、随時、市ホームページで回答することとし、回答期限は令和８年 11 月 20 日（金）とする。定期受付の回答期限は参加申込開始月の 25 日までとする。

※休日の場合はその翌営業日

４　現地確認

（１）実施方法

確認期間：休日を除く令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
確認期間（定期受付）：休日を除く参加申込開始月初日から末日まで
確認時間：午前８時 30 分から正午及び午後１時から午後５時 15 分まで
参加方法：現地確認を希望する場合は、事前に観音寺市総務部総務課資産経営係へ電話で連絡し、日程調整すること。

（２）注意事項

ア　現地確認は原則として１者 60 分以内、１回限りとする。
イ　現地確認に際しましては、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

５　資料の閲覧

売買物件に係る図面等の資料は閲覧することができる。

（１）実施方法

閲覧期間：休日を除く令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）まで
閲覧時間：午前８時 30 分から正午及び午後１時から午後５時 15 分まで
閲覧方法：閲覧を希望する場合は、事前に観音寺市総務部総務課資産経営係へ電話で連絡し、日程調整すること。
閲覧場所：観音寺市役所　総務部総務課資産経営係（本庁舎４階）

（２）注意事項

ア　資料は売買物件の購入を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先する。
イ　資料の貸与や複写はできない。

第５　提案に関する事項

１　提案の条件等

提案は次の要件を満たす内容とすること。

（１）募集の趣旨に合致するものであること。
（２）具体的な計画を伴った実現可能なものであること。

（３）建築及び開発に関する法律（地方公共団体の条例及び規則を含む。）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）に適合した計画であること。

（４）宗教活動又は政治活動を目的とした計画でないこと。

（５）公益を害するおそれのある計画でないこと。

（６）騒音、悪臭等、周辺の住環境に悪影響を及ぼさないものであること。

２　提案書等の提出

提案者は、次の書類を提出すること。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

（１）価格調書（様式第３号）１部

（２）提案書（任意様式）13部

任意様式とするが、次のア～ウに関する事項を記載すること。

ア　事業の概要

（ア）事業内容及び運営規模

（イ）事業の目的及び基本方針

（ウ）工事内容及び事業開始までのスケジュール

（エ）建物等の配置計画

イ　実施体制

（ア）運営形態（営業時間、休日等）

（イ）人員配置（配置職種、人数等）

ウ　事業収支計画

３　提案書等の提出先、提出方法及び提出期限

ア　提 出 先：第４の２の（４）のアに同じ

イ　提出方法：第４の２の（４）のイに同じ

ウ　提出期限：令和８年12月14日（月）午後５時15分　※簡易書留の場合当日消印有効

提出期限（定期受付）：参加申込開始月の翌月15日午後５時15分まで

※休日の場合はその翌営業日

４　注意事項

（１）提案は、参加者１者につき１案に限る。

（２）提出期限後に提案書類等の追加、訂正、差し替え、再提出等は原則できない。

（３）提案に必要な費用は、提案者の負担とする。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を利用した結果生じた責任は、原則として提案者の負担とする。

（４）評価委員、本件業務に従事する市職員に対して、所定の方法（質問書による質問、開発許可基準の確認等）以外で、応募にかかる不正な接触の事実が認められたときは、失格とする。

（５）提出された書類は返却しない。

（６）書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第４号）を観音寺市総務部総務課資産経営係まで持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも提出書類は返却しない。

（７）提出書類に虚偽が判明した場合、提案を無効とし所要の措置を講じることがある。

（８）提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、選定、公表その他市が必要と認める場合は、

市はこれを複製して無償で使用できるものとする。

（９）市の配布する実施要項等は、提案に係る検討以外の目的での使用を禁ずる。

(10) 提出書類は、観音寺市情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがあるため、提案書等の作成にあたっては、公開の対象になることを前提に内容を記載すること。

(11) 価格調書に記入する金額は、土地、建築物等を一括した価格で記載すること。

第６　評価（審査）方法及び評価（審査）基準

１　評価（審査）方法

「旧観音寺学校給食センタープロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）で評価（審査）を行い、委員の採点を集計し、買受者を選定する。

２　評価（審査）基準

評価（審査）項目	評価の視点・判断基準	評価点
事業提案内容	・提案に実現性があるか。 ・短期的なものでなく、長期的な提案であるか。	15 点
価格	・最低売却価格を下回らない価格で、より高い価格となっているか。	20 点
施設周辺への影響	・騒音や悪臭等による近隣住宅街等への影響がなく提案事業の遂行が可能か。	40 点
地域活性化に繋がる効果	・地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等を総合的かつ効果的に推進可能なものであるか。	15 点
事業収支計画	・事業期間中の収支計画に実現性があるか。	10 点
合　　計		100 点

３　プレゼンテーション及びヒアリングの方法

（１）プレゼンテーション及びヒアリングは、令和８年 12 月下旬頃を予定している。ただし、諸般の事情により変更の場合がある。場所及び日時については、参加者に別途通知する。

（２）プレゼンテーション及びヒアリング出席者は、１者あたり２名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングは１者あたり 30 分以内とし、提案書の説明を 20 分程度、評価委員からの質疑回答を 10 分程度とする。

（４）必要な機材（ＰＣ等）は提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

４　評価委員会の評価（審査）

（１）評価委員会の評価（審査）は、提案書等の提出書類によるもののほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により実施する。

（２）次に該当する場合は、失格とし、評価委員会での評価（審査）は行わない。

ア　価格提案が市の定める最低売却価格未満の場合

イ　提案者が資格要件を満たさなくなった場合
ウ　提出書類に虚偽又は不備があった場合
エ　契約の履行が困難と認められる場合
オ　提案者が個別に委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
カ　提案者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合
キ　その他評価委員会で、本物件の買受者として不適と判断された場合

（３）評価委員会の委員全員の評価点の合計が当該配点の合計の６割未満となった場合、その提案は不採用とする。

（４）提案者が１者のみの場合でもプレゼンテーション及びヒアリングは実施する。

５　選定結果及び公表

選定結果については、応募者全員に書面で通知するとともに市ホームページに選定結果を掲載する。なお、評価点に関する異議、質問等は受け付けない。

第７　契約に関する事項

１　契約の締結

（１）市は買受者との間で細目にわたる協議を行い、合意後、土地、建築物等の売買契約を締結するものとする。

（２）契約書に貼付する収入印紙及び契約の締結に関して必要な費用は、買受者の負担とする。

２　契約保証金

（１）売買契約締結時、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納入すること。

（２）契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（３）契約保証金には利子は付けない。

（４）売買代金の支払いが行われず契約が解除された場合、契約保証金は返還しない。

３　売買代金の支払い

指定期日までに、市が発行する納入通知書等により、全額を支払うこと。指定期日は契約日から１か月程度を予定とする。

４　物件の引渡し及び所有権移転登記

（１）売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに、移転するものとする。

（２）売買物件は、所有権が移転したときに現状有姿のまま引渡しとなり、市は遅滞なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（３）土地の所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担とする。

（４）建築物は全て未登記であるため、建築物の登記が必要な場合は、買受者が自らの負担で行うこと。

５　公租公課

売買物件の引渡し後に発生した公租公課は、買受者の負担とする。

６　利用開始時期

買受者として決定した後も、売却までの間は手続きに一定期間を要するため、利用開始時期については留意すること。

第８　注意事項

１　施設の運営に係る国税、地方税等の納付の詳細は、国、県又は市の担当部署に確認すること。

２　市や監督官庁への申請・届出、その他施設の運営に関して必要な一切の手続きは、買受者の責任において行うこと。

３　本施設は建築確認済証及び検査済証の交付を受けているが、用途の変更や改築等を行う場合は、建築主事又は指定確認検査機関に相談すること。その際に必要な手続きや費用については買受者の負担とする。

４　事業の実施に当たっては、建築計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、トラブル等が生じた場合は、買受者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるものとする。

５　買受者は、本施設の周辺住民及び地元自治会と良好な関係の保持に努めること。

第９　問い合わせ先

〒768-8601　香川県観音寺市坂本町一丁目１番１号
観音寺市総務部総務課資産経営係（本庁舎４階）
電話番号　0875-23-3900
ＦＡＸ　　0875-23-3920
E－mail　sisankeiei@city.kanonji.lg.jp